

小野町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
元年度	人 10,000	千円 5,587,947	千円 152,244	千円 946,754	% 16.9	% 18.4

(注) 人件費には、議会議員やその他非常勤特別職の報酬、町長などの特別職給与、職員給与及び退職手当組合負担金などが含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
元年度	人 101	千円 376,907	千円 65,361	千円 154,439	千円 596,707	千円 5,907

(注) 職員手当には退職手当を含みません。
職員数は、平成31年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況

区分	平成28年	令和元年
小野町	99.0	96.5
類似団体平均	96.2	96.2
全国町村平均	96.3	96.3

(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	県人事委員会の勧告				小野町の 給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
元年度	円 367,396	円 367,124	円 272	% 0.07	% 0.10	% 0.09

(注) 「民間給与」「公務員給与」は、公務員の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	県人事委員会の勧告				小野町の 年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
元年度	月 4.46	月 4.40	月 0.06	月 0.05	月 4.45	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

【 実施 未実施 】 <給料表の改定実施時期 平成27年4月1日>

【内容】行政職給料表については、国及び県の見直しを踏まえ、平均0.8%（最大3.3%）引下げました。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小野町	歳 41.2	円 306,288	円 363,389
福島県	歳 42.8	円 328,700	円 408,299
国	歳 43.4	円 329,433	円 411,123

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小野町	歳 58.7	円 315,867	円 334,972
福島県	歳 56.1	円 330,600	円 369,217
国	歳 50.9	円 287,312	円 329,380

(注) 1「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区分	小野町	福島県	国	
一般行政職	大学卒	184,900円	191,600円	180,700円
	短大卒	164,900円	-円	-円
	高校卒	151,900円	156,400円	148,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

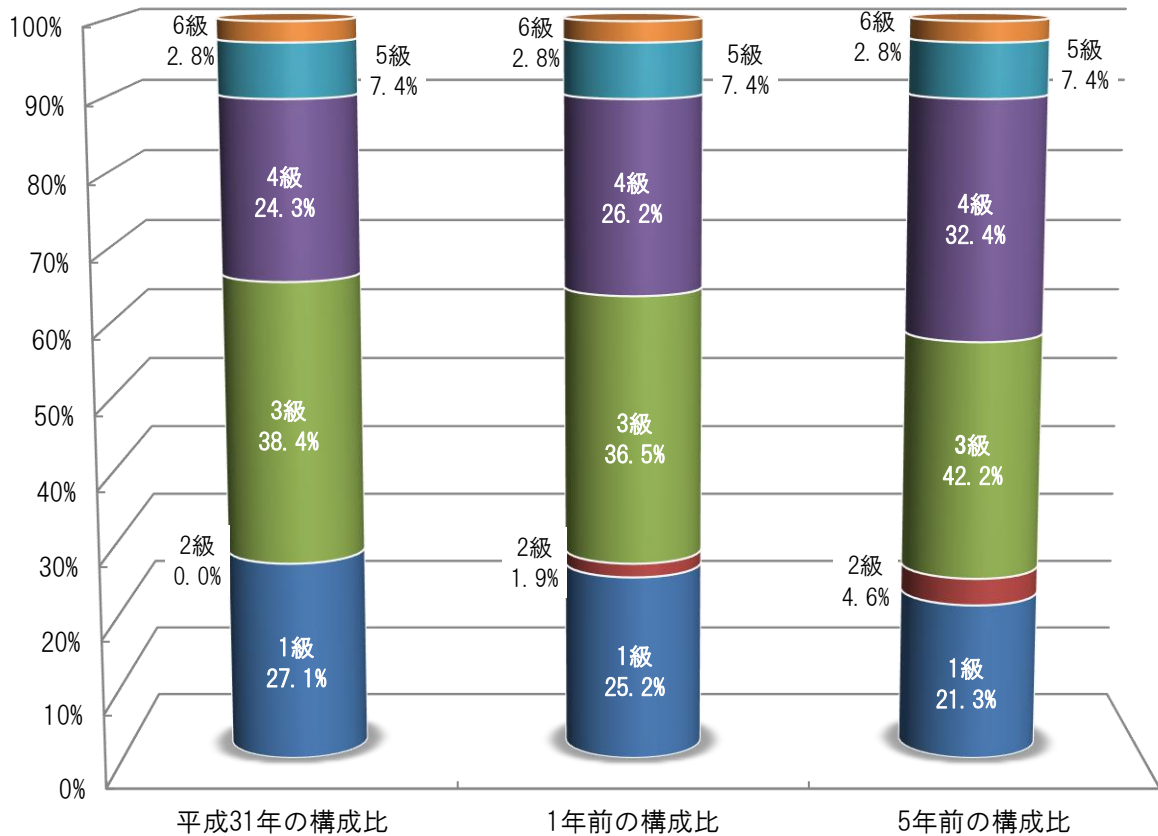
区分	経験年数 (10年)	経験年数 (20年)	経験年数 (30年)	
一般行政職	大学卒	266,400円	340,202円	-円
	高校卒	-円	288,300円	-円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	参事	3人	2.8%	326,200円	424,100円
5級	課長等	8人	7.4%	294,800円	404,900円
4級	副課長・主幹	26人	24.3%	267,900円	393,300円
3級	副主幹・主任主査	41人	38.4%	234,200円	358,200円
2級	主査	0人	0%	197,500円	311,100円
1級	主事	29人	27.1%	145,800円	253,000円

(注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（小野町）

平成31年4月2日から令和2年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用実施時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小野町	福島県	国
1人当たり平均支給額（元年度） 1,488千円	— 千円	— 千円
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.40) 月分 (0.95) 月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.40) 月分 (0.95) 月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況（小野町）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○			
活用実施時期	令和2年度以降			

(2) 退職手当(平成31年年4月1日現在)

小野町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
（退職時特別昇給 無）					

(注) 退職手当の支給率は、福島県市町村総合事務組合「市町村職員の退職手当に関する条例」で定められています。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	36,861 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	372 千円
支給実績（30年度決算）	31,510 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	318 千円

職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外手当の支給対象とはならない管理職員を除く。）であり、再任用短時間勤務職員を含む。

(4) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当等	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる場合国の内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	<p>(支給額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者及び配偶者以外の扶養親族(子以外) 1人6,500円 ・配偶者以外の扶養親族(子) 1人 10,000円 ・扶養親族のうち16～22歳までの子 1人5,000円を加算 	同じ		10,858千円	241千円
住居手当	<p>1. 職員の居住する借家・借間 (支給要件) 自ら居住するための住宅を借り受け月額9,500円を超える家賃を支払っている職員</p> <p>(支給額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃20,500円以下 ⇒家賃額-9,500円 ・家賃20,500円以上 ⇒(家賃額-20,500円)×1/2(その控除した額の1/2が16,000円を超えるときは、16,000円)+11,000円 	異なる	<p>(支給要件) 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</p> <p>(支給額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃23,000円以下: 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満(家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円 	2,808千円	312千円
	<p>2. 配偶者の居住する借家・借間 (支給要件1) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため住居を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員</p> <p>(支給要件2) 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている</p> <p>(支給額) 1により算出される額の1/2の額</p>	異なる	<p>(支給要件) 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</p> <p>(支給額) 1により算出される額の1/2の額</p>		
通勤手当	<p>(支給要件) 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること</p> <p>(支給額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関利用者 運賃相当額ただし63,000円を超えた部分は1/2 ・交通用具利用者 2,600円～59,900円 	異なる	<p>(支給額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は55,000円以下については運賃等相当額 ・交通用具利用者は、2,000円～31,600円 	7,648	96千円
管理職手当	<p>(支給額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参事 42,100円 ・課長 39,900円 	異なる	<p>(支給額) 本省庁課長 25%～10%</p>	5,346千円	486千円

手当等	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる場合国の内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
寒冷地手当	(支給要件) 毎年11月から翌年3月までの各月の初日 において町内に在職する職員に支給。 (支給額) ・世帯主(扶養あり) 17,800円 ・世帯主(扶養なし) 10,200円 ・その他の職員 7,360円	同じ		6,578千円	58千円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合。 (支給額) ・午前0時～5時に勤務した場合、勤務1回につき6,000円 ・勤務時間が6時間を超える場合は、上記金額に100分の150を乗じた額。	同じ		0千円	0千円
単身赴任手当	(支給要件) やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員 (支給額) ・基本額 23,000円 ・距離に応じた加算額6,000円から45,000円	同じ		0千円	0千円

5 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	町長	790,000円	(参考) R元類似団体における最高/最低額 846,000円/ 553,000円	
	副町長	632,000円	676,000円/ 543,000円	
	教育長	596,000円	635,000円/ 499,000円	
報酬	議長	307,000円	340,000円/ 247,000円	
	副議長	245,000円	280,000円/ 193,000円	
	議員	225,000円	258,000円/ 175,000円	
期末手当	町長 副町長 教育長	(元年度支給割合)	3.35月分	
	議長 副議長 議員	(元年度支給割合)	3.35月分	
退職手当	町長	(算定方式) 790,000円×在職月数×48/100	(1期の手当額) 18,201,600円	(支給時期) 任期毎に支給
	副町長	632,000円×在職月数×29/100	8,797,440円	任期毎に支給
	教育長	596,000円×在職月数×20/100	5,721,600円	任期毎に支給

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)務めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

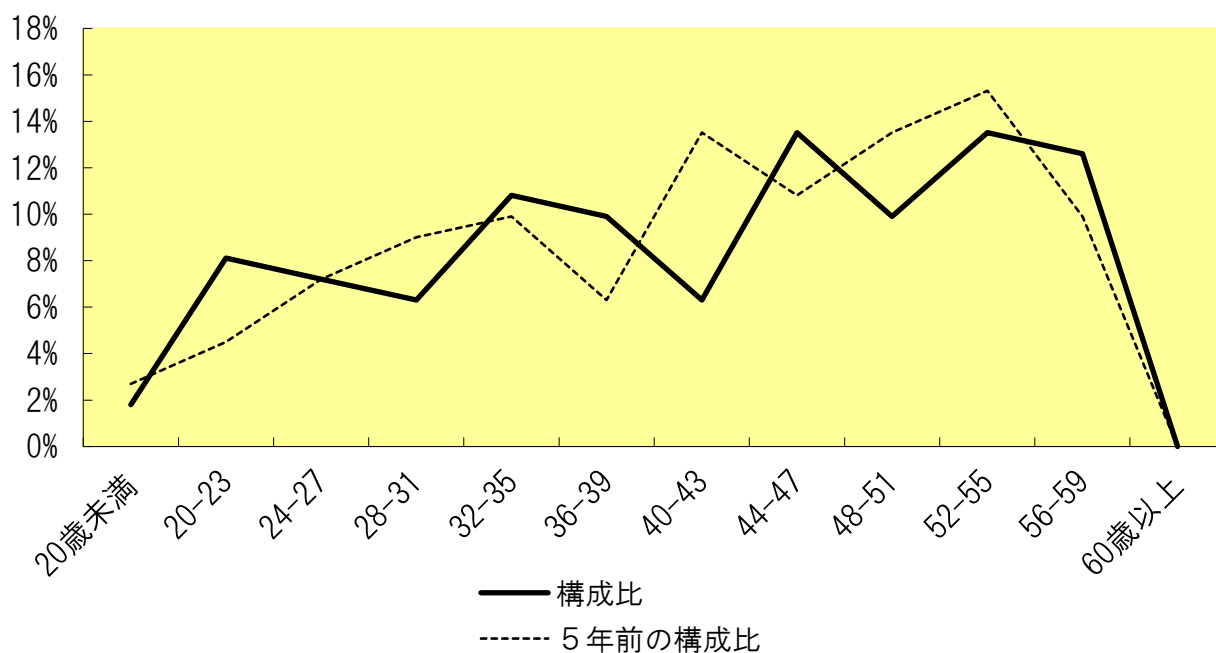
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数			対前年増減数	主な増減理由	
		平成29年	平成30年	令和元年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	2	0	
		総務	25	24	25	1	派遣職員の増
		税務	7	7	7	0	
		民生	31	31	30	-1	保育士退職による減
		衛生	3	3	4	1	管理栄養士の増
		農林	7	7	7	0	
		商工	3	2	2	0	
		土木	9	9	9	0	
	小計	87	85	86	1		
	教育	17	16	15	-1	指導主事退職による減	
小計	17	16	16	-1			
公営企業会計部門	水道	2	2	2	0		
	下水道	0	0	0	0		
	その他	8	8	7	-1	派遣職員配置による減	
	小計	10	10	9	0		
合計		114 [110]	111 [110]	110 [110]	-1		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、平成23年度に策定した定員適正化計画の数値（平成31年度までの目標値）です。

(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数 (R1)	1人	6人	14人	6人	9人	12人	8人	13人	14人	11人	15人	1人	110人
職員数 (H30)	2人	9人	8人	7人	12人	11人	7人	15人	11人	15人	14人	0人	111人

(3) 職員数の推移

(単位：人)

部門別	年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	過去5年間の増減数
一般合計		83	86	86	87	85	86	3
教育		21	18	15	17	16	15	▲6
消防		-	-	-	-	-	-	-
普通会計 計		104	104	101	104	101	101	▲3
公営企業等会計 計		11	11	11	10	10	9	▲2
総合計		115	115	112	114	111	110	▲5

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。